総価

修繕請負契約書（案）

1　件名	相模原市立あじさい会館照明ＬＥＤ化改修修繕
2　履行場所	相模原市立あじさい会館（相模原市中央区富士見６丁目１番２０号）
3　契約金額	十億　百万　千　円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
4　契約期間	契約期間は、令和８年　月　日から令和９年３月３１日までとする。
5　契約金額の支払	受注者は発注者に対し、この契約に定める修繕料を請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から３０日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。
	□ 前金払　（ □ 一括払　□ 分割払 ） □ 概算払　（ □ 一括払　□ 分割払 ） ■ 確定払　（ ■ 一括払　□ 分割払 ）
	備考
6　契約の保証	□ 現金　円 □ 有価証券　円 □ 銀行等、保証事業会社の保証　円 □ 履行保証保険　円 □ 免除　（第４条全文削除） （相模原市契約規則第３４条第　号）
7　契約不適合責任期間	引き渡した日から　１　年間
8　違　約　金	受注者の責に帰すべき事由により履行遅滞となったときは、契約金額につき年3.0%の割合で計算した額の違約金を納付します。

上記の修繕について、発注者と受注者は、次のとおり契約を締結する。
この契約を証するため、本書２通を作成し、各自記名押印のうえ、その１通を保有する。

令和８年　月　日

収　入
印　紙

発注者　相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
相 模 原 市
代表　　相模原市長　　本村　賢太郎　　印

受注者

印